

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件

兵庫国民年金 事案 1728 (事案 1084 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和55年1月から56年3月まで

前回、申立期間①については、納付を行った夫が既に死亡しているため、納付の状況が不明であることに加えて、夫がさかのぼって納付したことを示す事情が見当たらないとして、申立期間②及び③については、夫も未納であるとして、申立ては認められなかったが、今回、新たに申立期間②及び③について、それぞれ納付の状況について証言してくれる元従業員（事務員）二人と連絡が取れたため、直接、話を聞いてほしい。また、申立期間①については、夫は納付済みであり、私の保険料も必ず納付してくれたはずなので、再度詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に死亡しているため、具体的な納付の状況が不明であること、ii) 申立期間①については、当時は夫が病気により収入が不安定だったとの証言がある上、夫婦ともに当該期間の前後に未納期間及び申請免除期間あることから保険料の納付が困難な時期であったとみられ、申立人は夫が「経済的に余裕がある時に過去にさかのぼって納付した。」と言っていたと主張しているものの、具体的な納付の状況が不明であること、iii) 申立期間②及び③については、夫婦ともに未納とされており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しないことなどから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行っ

た旨、平成 21 年 6 月 22 日付けで通知が行われている。

しかしながら、申立人は、今回の再申立てにあたって、申立期間②及び③の期間に、申立人夫婦が経営する会社の事務を担当していた二人の元従業員の証言を新たな事情としているところ、連絡先が判明した当該二人の元従業員はいずれも、「国民年金保険料の納付のために市役所や金融機関へ（申立人の夫と）同行したこともあり、（申立人の夫から）依頼されて保険料の納付を代行したこともある。」としており、申立人の夫については、「厳格な人柄であり、各種の支払いに対しても決して疎かおろそにするような人ではなかった。」と証言している。また、一人の元従業員は、「保険料を含めてお金の支払いはすべて社長（申立人の夫）が担当していた。」と証言している。

さらに、申立期間③直後の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの期間については、オンライン記録では、申立人は過年度納付、申立人の夫は現年度納付とされているところ、市の昭和 56 年度の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立人及びその夫共に未納とされており、その後、納付したとすれば過年度納付となることから、当該期間については夫婦共に過年度納付したものと推認される。

加えて、申立人は、上記の期間を昭和 57 年 8 月 31 日に過年度納付していることが確認できるところ、上記の証言及び事情から判断すると、夫婦二人分の保険料をこのころ一緒に納付していたものと考えられ、当時の過年度納付に係る取扱いから、この時点で過年度納付が可能であった 55 年 4 月からの保険料を含めた保険料を納付したものと考えることも不自然ではない。

一方、申立期間①については、今回の再申立てに当たって申立期間①に係る新たな資料及び証言等は無上、申立期間②については、今回の証言により、前回の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらない。また、申立期間③のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間については、上記の過年度納付した時点（57 年 8 月 31 日）において時効により保険料を納付できない期間となるなど、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③のうち昭和 55 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和55年1月から56年3月まで

夫は生前に、「国民年金保険料を全額納付しているのに年金額が少ない。」と言っており、記録を調べると、保険料の未納期間があることに驚いた。

夫は、保険料の納付が困難な時期には免除を申請し、納付すべき保険料は納付していたと思う。申立期間についても、夫が自分自身と私の保険料と一緒に納付していたと信じており、当時在職していた元従業員二人(事務員)から直接、話を聞いた上で、詳しく調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が経営していた会社において申立期間当時、事務を担当していた二人の元従業員の証言によると、「国民年金保険料の納付のために市役所や金融機関へ(申立人と)同行したこともあり、(申立人から)依頼されて保険料の納付を代行したこともある。」としており、申立人については、「厳格な人柄であり、各種の支払いに対しても決して疎^{おろそ}かにするような人ではなかった。」と証言している。また、一人の元従業員は、「保険料を含めてお金の支払いはすべて社長(申立人)が担当していた。」と証言している。

さらに、申立期間③直後の昭和56年4月から同年12月までの期間については、オンライン記録では、申立人は現年度納付、申立人の妻は過年度納付とされているところ、市の昭和56年度の国民年金保険料収滞納一覧表では、申立

人及びその妻共に未納とされており、その後、納付したとすれば過年度納付となることから、当該期間については夫婦共に過年度納付したものと推認される。

加えて、申立人の妻は、上記の期間を昭和 57 年 8 月 31 日に過年度納付していることが確認できるところ、上記の証言及び事情から判断すると、夫婦二人分の保険料をこのころ一緒に納付していたものと考えられ、当時の過年度納付に係る取扱いから、この時点で過年度納付が可能であった 55 年 4 月からの保険料を含めた保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、当時、申立人の病気により収入が不安定であったとする申立人の妻の証言がある上、その妻は、同期間において免除期間とされており、申立人も申立期間①後の期間を免除とされているなど、経済的に保険料の納付が困難な時期であったことがうかがわれる。

また、申立期間②については、夫婦共に申請免除期間に引き続く 1 年間で、夫婦共に未納とされており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間③のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間については、上記の過年度納付した時点（57 年 8 月 31 日）において時効により保険料を納付できない期間となる。

このほか、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間について、申立人夫婦に係る保険料の納付を行っていたとする申立人は既に死亡しており、具体的な納付の状況が不明である上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から51年4月まで

社会保険事務所（当時）で記録照会を行ったところ、面接を行った社会保険労務士から、昭和50年11月から51年4月までの期間についての国民年金保険料が同年7月15日に還付されているとの回答を得た。私は、51年5月1日にA社に勤めるまで就職せず、それまで国民年金保険料を納付していた。自分から保険料の還付を請求し、還付を受けたとは思えない。また、52年10月分の保険料を平成9年10月に還付決定され、時効により換金していない還付請求書を所持しているが、申立期間の還付請求書は一度も見たことが無い。申立期間について、納付記録が復活するよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は昭和44年7月から51年7月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、50年11月から51年5月までの期間について同年7月15日に還付処理され、また、同年6月及び同年7月について同年11月5日に還付処理された記録が確認できる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票によると、上記で還付処理された期間のうち、申立期間である昭和50年11月から51年4月までの期間については、申立人は、厚生年金保険及び他の被用者年金に加入していないことが確認できることから、当該期間について国民年金被保険者資格を喪失させた上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由は無く、国民

年金保険料を還付する必要は無かったものと考えられる。

また、上記の還付処理は、厚生年金保険期間及び他の被用者年金期間の確認を誤ったため、誤還付となった可能性があり、還付金を返納させて、記録を戻した上で、正しい処分を行うべきであるが、還付決定後 30 年以上経過しているため、返納に関する時効が成立していることから、申立期間を保険料納付済期間として取り扱うことが妥当であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から49年1月まで
② 昭和49年2月及び同年3月

私は、昭和45年4月に結婚して、A市に居住した。夫がB職を務めるC事業所の事務担当者から、結婚したら必ず国民年金に入ると勧められ、1か月500円だったので、すぐに近くの市役所の年金係で加入手続きを行い、45年5月から郵便局で保険料を納付してきた。領収書は49年4月からの分しか持っていないが、申立期間の保険料を納付していたのに、納付の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和49年2月27日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得したことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の加入状況を検証したところ、申立人の同手帳記号番号の払出しは49年2月ごろと推認されることから、申立人が、このころに国民年金の任意加入の手続を行ったものと推認される。

また、申立人の所持する領収書によると、昭和49年度以降の国民年金保険料について、現年度保険料として定期的に納付を行っていたことが確認できることから、納付意識の高い申立人が、国民年金に任意加入する手続を行いながら、加入直後の2か月分の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和45年4月に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、上記国民年金手帳及び払出しの状況から、国民年金の加入手続を行ったとする時期は、申立人の記憶と相違する上、オンライン記録によると、申立期間①については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることが確認できるため、申立人は国民年金の任意加入の対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することができないことから、当該期間は未加入期間と記録されており、申立人が、申立期間①の国民年金保険料の納付を行えたとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和45年5月ごろに、申立人に対し上記とは別の同手帳記号番号が払い出されている事情はうかがえない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私が20歳になってしばらくしたとき、母親から「国民年金に加入したから」と言われた。当時は母親が、私の保険料を自宅に来ていた集金人に納めており、私が昭和50年11月に結婚するまでは、母親が引き続き保険料を納めてくれていた。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、私の20歳以降の期間で未納とされている期間があることが分かった。母親は、国民年金保険料を毎月納めているから心配無いと言っていたのに、未納期間があるとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も、6か月の未納期間を除き保険料を納付していることが確認できることから、申立人及びその母親の保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人及びその母親の仕事や住所に変化はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、保険料の納付が困難となる経済的な事情はうかがえないことから、納付意識の高い申立人の母親が、申立期間②の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は特定できないが、同手帳記号番号は申立人の兄と連番で払い出されて

いることが確認でき、申立人の母親が、申立人及びその兄の国民年金の加入手続を同時に行ったことがうかがえるところ、申立期間①は、その兄も国民年金保険料が未納であることが確認できる。

また、市役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料は、申立期間①の直後の昭和45年4月から現年度納付によって開始されていることが確認できる上、申立人にはさかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしていることから、昭和45年度に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和45年4月以降の期間について保険料の納付が開始されたものとするのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、当時の具体的な納付状況を確認できない上、申立人の母親が、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年6月まで

私は、家族で店を営んでいた夫と昭和36年に結婚した。私たち夫婦は、国民年金に加入することも無く、日々の生活に追われながら過ごしていたが、45年ごろに、立ち寄った集金人から、「今まで払っていなかった期間についても保険料が払える。」と教えられ、夫と相談し、将来のためにと思い、私が結婚前から所有していた債券を解約した10万円で夫婦2人分の保険料を納付し、それ以降は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付し続けてきた。国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付は、私の夫が市役所へ出向き、行ってくれた。しかし、私が60歳になった平成6年に私の夫が私の年金記録を確認したところ、申立期間について、私の分だけが未納となっていることを知らされた。夫と同じように保険料を納付したはずなのに、私の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和45年ごろ、申立人及びその夫が営んでいた店に立ち寄った国民年金保険料の集金人から「今まで、納付していなかった期間についても保険料を納付できる。」と勧められ、申立人が所持していた債券を解約して、申立人及びその夫の過去の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、同年6月に払い出されていることが確認できるところ、国民年金の第1回

特例納付は、その直後の同年7月から実施されている上、申立期間は記録上、強制加入期間であり、夫婦二人分の保険料の原資として申立人が記憶する上記債券の金額と申立期間を特例納付した場合の保険料額に乖離^{かい}はみられない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の保険料を一緒にまとめて納付したと主張している申立人の夫の保険料は、昭和36年4月から60歳になるまで、すべて保険料を納付していることが確認でき、夫の国民年金手帳記号番号払出日が45年3月であることから、夫の申立期間に係る保険料は、特例納付をしたことが推認できることなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私の母は、婦人会の役員をしていたこともあって国民年金の集金をしていました。当時、私はお稽古ごとをしていて就職していなかったため、母が私のために国民年金に加入してくれた。昭和43年から48年までの間、毎年、保険料を全部納めてくれていたはずなのに、どうして昭和45年度の3か月間だけ未納になっているのか不思議である。母は既に亡くなっていて当時の話を聞くことはできないが、他人の年金を集金していたのに、娘である私の保険料を3か月間未納にすることはありえないと思う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、前後の保険料は納付済みである。

また、申立期間の前後を通じて住所の変更は無い上、申立人によると、申立期間当時、既に申立人の父親は亡くなっていたが、遺産である工場を貸与し、その家賃収入があったことから十分に生活することができたとしており、生活状況に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間に既に結婚していた申立人の姉は、その夫の仕事先がA市であったために頻繁に実家に帰っていたとしており、母親が婦人会の役員で国民年金保険料を集金していたこと、及び申立人である妹の国民年金保険料を払っていたことをよく覚えていると証言していることから、申立人の供述内容に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和19年1月1日、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月4日から19年10月1日まで

私は昭和17年4月1日にA社B支店のD係に採用されて以来、40年10月2日に依願退職するまでの間、同社に継続して勤務していた。所持している辞令を確認いただければ分かるはずである。正しく記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社から発令された辞令から判断すると、申立人は昭和17年4月1日（申立人の労働者年金保険の被保険者資格取得日）から同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社から発令された辞令、E社史及び申立人の供述から、昭和19年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の同僚の記録及び申立人に係るA社の社会保険事務所（当時）の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 14 日から 39 年 2 月 28 日まで
② 昭和 40 年 10 月 7 日から 41 年 6 月 26 日まで

私は、昭和 35 年 3 月から 41 年 6 月までの間、A 社、B 社及び C 社において勤務していたが、私の年金記録によると、A 社及び C 社における厚生年金保険の被保険者期間のみに係る脱退手当金を 41 年 11 月 29 日に支給されたとしており、納得できない。

また、昭和 41 年 * 月 * 日に長女を出産しており、脱退手当金を請求するために社会保険事務所（当時）に赴くということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②は異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理され、二つの期間を対象として脱退手当金の支給決定がなされているにもかかわらず、オンライン記録によると、当該台帳記号番号の重複取消処理が行われたのは平成 20 年 6 月及び 21 年 6 月であることが確認できる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間（12 か月）がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が請求したとすれば、当該期間を失念するとは考え難い上、当該期間と申立期間①は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で同一の社会保険事務所（当時）で管理されていたにもかかわらず、当該期間が未請求となっていることは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年4月1日までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を38年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月31日から39年4月1日まで

私は、昭和28年11月からA社で嘱託として勤務し、申立期間に厚生年金保険に加入したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録については、申立人が昭和38年12月1日にA社において同保険の被保険者資格を取得し、平成2年3月31日に同資格を喪失した記録が確認できる。

また、元経理担当者は、「雇用保険への加入と厚生年金保険への加入は同時期に行われていた。」と証言している。

さらに、当該事業所は、「申立人は昭和39年4月1日に厚生年金保険に加入しているところ、保管する人事記録には当該取得日は「渉一級」であることが確認できるが、申立人は38年12月1日に当該身分で記載されていることから、この日に正社員として取り扱われ、厚生年金保険料を控除されていた可能性がある。」と回答している。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年12月1日から39年4月1日までの期間についてA社において正社員として厚生年金保険に加入し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和39年4月1日の申立人の

A社に係るオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、昭和37年8月31日から38年12月1日までの期間については、人事記録カードの記載から申立人がA社に在籍して勤務したことはうかがえる。

しかしながら、元同僚一人（元本社総務部人事課勤務）は、「申立期間当時には、職員名簿が作成されており、正社員になると氏名と入社年月（正社員として取り扱われた月）が記載され公開されていた。当該名簿に記載されていない者については嘱託職員等として取り扱われ、厚生年金保険には加入しなかった。」と証言しており、他の同僚一人（元経理担当者）も同様の証言をしているところ、事業主の所持する昭和37年10月1日付けの職員名簿には、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間後の38年10月1日付けの職員名簿には、申立人の氏名と「38.12」の入社年月と思われる数字が手書きで記載されていることが確認できる。

また、上記の元同僚一人（元経理担当者）は、「雇用保険への加入と厚生年金保険への加入は同時期に行われていた。」と証言しているところ、申立人に係る雇用保険被保険者記録では、申立人が昭和38年12月1日にA社において雇用保険に加入した記録が確認できるものの、それ以前の期間における雇用保険被保険者記録は確認することができない。

これらのことから判断すると、当該事業所は、職員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、正社員として職員名簿に記載されてから厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年4月1日に、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から45年3月までは3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から45年4月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に就職しB職として勤務していたが、2年後に入ってきた元同僚と3年間一緒に働いて、共に45年3月31日に退職した。元同僚の被保険者資格喪失日は同年4月1日となっているのに、私は1年短い44年4月1日が資格喪失日となっており納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(以下「資格喪失確認通知書」という。)及び複数の元同僚の証言により、申立人の退職日は昭和45年3月31日であることが確認できる。

また、上記の資格喪失確認通知書(C社会保険事務所(当時)の昭和45年6月30日付け受付印あり)によると、申立人の資格喪失年月日は、「昭和45年4月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和44年4月1日に資格喪失しているにもかかわらず、同年10月及び45年10月に標準報酬月額の定時決定(それぞれ3万円と表示)が行われ、いずれも二重線と「消」の表示により消去されている上、申立人と同時に資格喪失届が提出され、オンライン記録において同年4月1日が資格喪失

失日とされている元同僚の資格喪失に係る処理（進達）日が同年8月7日であるのに対し、申立人の資格喪失の処理（進達）日は資格喪失日から1年以上経過した同年9月1日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月1日にA社に係る被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票の記録から、昭和44年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から45年3月までは3万円とすることが妥当である。

兵庫厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月21日から同年12月1日までの期間については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を36年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和36年12月1日にA社B工場からA社D工場（39年5月10日にA社に名称変更）に転勤したが、同社B工場の資格喪失日が同年11月21日になっているため11月分の年金記録が欠落している。私と同じように転勤し、記録が欠落していたものの、第三者委員会に申立てを行って回復された者がいるので、私も記録を回復していただきたい。また、40年に、A社の事業休止に伴って同社を退職し、同年3月1日にE社に復職したが、2月末まではA社の従業員だったにもかかわらず、2月分の年金記録が欠落している。記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚二人の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和36年12月1日に同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和36年10月の申立人のA社B工場における社会保険事務所（当時）の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、「昭和40年2月は何日まで勤務したか覚えていない。同年2月13日に父の法事があり、出席した。その後はF市には戻らなかったと思う。」と供述しており、少なくとも同年2月13日以降は同社に出勤していなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社B工場の元従業員で、同社の事業休止により、昭和40年2月末に退職した従業員は申立人を含めて5人が確認されるところ、5人の資格喪失日はいずれも同年2月28日となっている。

一方、A社B工場の元従業員で、約1か月後の昭和40年3月末にA社からC社に移った従業員は3人が確認されるところ、資格喪失日はいずれも同年4月1日となっており、年金記録に欠落は無い。

これらのことから判断すると、当該事業所は、資格喪失日について、退職する従業員とC社に移って継続雇用される従業員について異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、C社によると、申立期間②当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1992 (事案 594 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日までの間、A社に勤務し、同社を退職した後、結婚しB市に転居、長女を出産した1か月後の47年4月にC市に転居したが、社会保険庁(当時)の記録によると、そのころに脱退手当金を受給したとされている。私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかったにもかかわらず、脱退手当金を請求したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示が確認できること、支給額に計算上の誤りは無いこと、及び昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで、公的年金に加入していないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 5 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人は昭和 46 年 6 月*日に婚姻し、改姓しており、その約 10 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 47 年 4 月 18 日に支給決定されたこととされている上、今回の申立てを受け、新たに申立人と同時期にA社で被保険者資格を取得し、同時期に同資格を喪失している女性の従業員 5 人から聞き取り調査を行ったところ、4 人が脱退手当金を受給したと回答しており、そのうち二人から自分で社会保険事務所(当時)に赴き脱退手当金を受領した旨の証言が得ら

れたことから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの期間及び55年10月から平成2年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から51年3月まで
② 昭和55年10月から平成2年1月まで

長女が小学校へ入学することになり、学校生活では健康保険証は絶対に必要となるので、昭和48年4月ごろに、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、窓口の職員から、国民健康保険と国民年金は一緒に加入しなければならないと説明を受け、国民年金の加入手続も併せて行った。国民年金加入後は、集金人、市役所、信用金庫などで保険料を納付してきた。

市役所及び社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認したところ、私の国民年金の加入記録は無いと言われたが、年金記録の欠落は、行政機関の事務処理に問題があるためである。申立期間当時の年金手帳や領収書は紛失してしまったが、保険料を納付していたことは間違いないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろ及び55年10月ごろに、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、同市役所及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市役所において、申立人が国民年金に加入した状況がうかがえないことから、申立期間①及び②の期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、申立人は申立期間に係る同保険料の納付を自ら行ったとしているが、保険料額、納付時期、納付場所等の記憶があいまいである。

さらに、申立人が所持する厚生年金保険等の記録も記載される年金手帳を見

ると、申立人が国民年金に加入中であると主張している申立期間②の期間中の昭和 57 年 10 月に再交付されたものであることが確認できるが、その年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険者の資格記録の記載が無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 62 年 1 月まで

A社を退職後、B市で店を始めた。厚生年金保険の被保険者資格が無くなったので、国民年金に加入しないといけないと思い、加入して保険料を納付していた。手続及び保険料納付は共に妻が行っていてくれたため、詳しい状況は分からない。

私は、将来、年金がとても重要になると考えていたので、自営の店を株式会社として法人化した際も厚生年金保険の適用を受けた。妻にも年金だけは必ず加入し、納付するようにと注意をしていた。その妻が、申立期間に私の国民年金の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと主張しているところ、B市によると、申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入した際に国民年金被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した記録は確認できず、57 年 10 月以降、同市において、国民年金に再加入の手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が、最初に国民年金の加入手続を行ったと推認される 52 年 12 月 13 日ごろに払い出された国民年金手帳記号番号以外に同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻と現在連絡が取れない上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認すると昭和42年2月から45年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金及び国民健康保険については、会社を退職後、すぐに市役所に赴いて加入手続をしている上、国民年金保険料は、納付組織の集金人に納付したにも関わらず、未納になっているのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和42年2月に、市役所において夫婦共に国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を現年度納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は48年4月18日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の発行日(48年3月2日)とほぼ一致することから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人の主張と相違する上、申立人に対し上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

また、申立人は、昭和42年2月以降の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているが、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和45年度及び46年度の保険料を第2回特例納付により納付しているほか、申立人夫婦は47年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認すると昭和42年2月から47年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっていたことが分かった。

しかし、国民年金及び国民健康保険については、夫が会社を退職後、すぐに市役所に赴いて加入手続をしている上、国民年金保険料は、夫婦一緒に納付組織の集金人に納付したにも関わらず、未納になっており、夫の納付記録とも相違しているのはおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職した昭和42年2月に、市役所において夫婦共に国民年金の加入手続を行い、集金人に保険料を現年度納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は48年4月18日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の発行日(48年3月2日)とほぼ一致することから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人の主張と相違する上、申立人に対し上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

また、申立人は、昭和42年2月以降の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているが、国民年金被保険者台帳によると、申立人夫婦は昭和47年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 63 年 11 月か 12 月ごろ、同業者から国民年金の加入を勧められ、翌年の平成元年 1 月から 3 月までの間に、夫婦共に市役所で国民年金の加入手続を行なった。窓口の担当者から、元年 4 月分からの保険料は郵送する納付書で納付するように説明を受けた際、2 年分さかのぼって保険料を納められると説明を受けた。加入手続後、すぐに、昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの夫婦二人分の保険料として 30 万円から 40 万円を一括納付し、元年 4 月以降の保険料は、その半年後ぐらいに納めた。

年金記録を確認したところ、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月が未納とされているが、平成元年 1 月から 3 月ごろに、2 年分さかのぼって納めたのは間違いないのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 1 月から 3 月までの間に、国民年金の加入手続を行い、その直後に 2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年 6 月 27 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、過年度納付書の発行が可能になるのも当該日以降となることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、平成元年 11 月 13 日に過年度納付書が発行されていることが確認できるところ、仮にそれまでに、申立人が主張するとおり同年 3 月までの国民年金保険料を一括納付しているとするれば、同年 11 月 13 日に過年度納付書が発行されることは考え難く、上記払出しの状況も踏まえると、当該日に発行された過年度納付書は、申立人が一括納付するために発行さ

れたものと考えるのが自然であることから、同年11月13日時点において、時効期限内で過年度納付が可能な期間は、昭和62年10月以降の期間であった状況がうかがえる。

さらに、申立人は夫婦二人分の保険料をまとめて納付したとしているが、オンライン記録によると、申立人の妻も申立期間は未納と記録されていることが確認できることから、金融機関において納付した記録が、夫婦共に欠落するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年5月までの期間、46年8月から49年2月までの期間、52年3月から53年12月までの期間、61年1月から同年9月までの期間、平成3年11月及び同年12月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から45年5月まで
② 昭和46年8月から49年2月まで
③ 昭和52年3月から53年12月まで
④ 昭和61年1月から同年9月まで
⑤ 平成3年11月及び同年12月

私は、昭和43年5月ごろにA市役所から自宅へ国民年金の加入届が届いたので、2、3日後に同市役所へ行き、無職で収入が無いと相談すると、50歳前後の女性の職員から、「納付免除の申請書類に理由を書き、提出した方が良い。」と言われた。また、その職員から、「申請しておいた方が年金を受給するときに少しでももらえるのでその方が良い。就職するまで毎年申請してください。」とも言われた。その時は何十年先のことかと思ったが、母親の障害手帳のこともあり、毎年5月ごろに申請を行っていた。遅くとも6月ごろまでには行っていたと思う。住所の変更はしているが、そのたびに申請してきた。保険料を一度も納付していないが、毎年、免除申請を行っていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成8年1月12日に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、昭和43年3月17日から平成3年11月16日までの期間における申立人の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が8年6月4日に追加入力

されたことが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立人は、当該時期より前の期間について国民年金被保険者として取り扱われていなかったと考えられるため、申立期間①から⑤までの期間については、制度上、保険料の免除ができない期間となる。また、申立人が昭和43年5月に加入手続を行い、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和47年5月に結婚した後、婚姻期間中において、元妻が申立人と同様に免除の申請をしていたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の元妻の同手帳記号番号は昭和61年4月30日に払い出されており、オンライン記録によると、申立人の元妻は同年11月25日に第3号被保険者の該当日が入力されていることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人は、20歳となる昭和43年より2、3年前ごろに申立人の母親が短期の年金に加入し、国民年金保険料を一括で支払ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の母親の同手帳記号番号は49年2月18日に払い出されている上、オンライン記録によると、申立人の母親は同年2月28日に再開5年年金で高齢任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までの国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで
昭和52年11月14日付けで国民年金に任意加入し、その後、法改正される61年4月1日まで脱退しないで加入し、保険料は、毎月、金融機関で納付してきた。
ところが、ねんきん特別便を見ると、昭和57年4月9日をもって資格喪失した記録となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月14日に国民年金に任意加入した後、第3号被保険者に該当する61年4月1日まで資格喪失すること無く、国民年金保険料を納付していたとしているところ、マイクロ台帳によると、57年4月9日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、57年4月の欄には『喪失申出』の押印が確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と記録されており、同保険料の収納が行われていたとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から54年1月まで

私は、昭和46年3月にA県で結婚した後、夫の転勤に伴い53年4月にB市に転居した。当時、C市に住んでいた夫の母親から国民年金の加入を勧められ、B市役所に夫婦で相談に行き、その際、対応した女性職員から、「今は、特例でさかのぼって保険料が払えるが、すべての期間をさかのぼれないので、3年分さかのぼって納めることができる。」と言われ、2週間くらい後に夫婦で同市役所を再度訪れ、加入手続を行った上で、引き出した預金と手元の現金を合わせて10万円弱の保険料を納付した。その場で少し待った後に、職員から「手続は終わりましたよ。」と言われ、国民年金手帳だけを渡された。

当時、領収書を受け取った覚えは無く、資料となるものは残っていないが、保険料を遡及^{そきゆう}して納付したはずの3年分の記録が残っていないことが理解できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の記録から昭和54年2月ごろに払い出されていることが推認できることから、申立人の国民年金被保険者台帳の写し及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、任意加入被保険者として同年2月2日に資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を遡及して納付することができない。

また、B市役所によると、申立期間当時、窓口で取り扱う保険料は現年度分のみであったとしており、保険料の納付についても、通常、加入手続後約1か月経過したところに納付書を郵送していたことから、国民年金手帳記号番号が払

い出されていない加入手続前の時点で保険料を徴収することは考えられないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として約 10 万円弱をまとめて納付したとしているが、申立人が加入手続を行ったと推認できる昭和 52 年 2 月は第 3 回特例納付期間であり、特例納付の 1 か月分の保険料が 4,000 円であったことから 3 年分を納付したとすると 14 万 4,000 円となり、申立人の記憶する納付額とは相違する。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳の写しには、「特殊記録無し」と記載されており、特例納付したことをうかがわせる記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から50年11月まで

私は、昭和51年ごろにA市役所から、「老後に年金がもらえるように国民年金に加入し、過去に払ってない期間をさかのぼって払っておいた方がよい。」と言われ、義姉にも国民年金は必要だと勧められたので、同市役所に義姉と一緒にいき、国民年金に加入して12万円から15万円の保険料をまとめて支払った。その時に領収書もらったが、地震で自宅が全壊してしまい領収書を持ち出すことができなかった。確かに保険料を支払ったはずなので、45年3月から50年11月まで未加入になっているのはおかしいと思う。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者として資格を取得できる期間となるところ、昭和50年12月10日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人及びその夫は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者期間であるため、本来、国民年金に加入する必要が無い時期である昭和51年2月に、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、申立人の国民年金被保険者原票の記載から、申立人に係る39年4月から45年2月までの強制加入期間の保険料を50年12月10日に特例納付していることが確認できる上、同時期に申立人の夫に係る40年4月から45年2月までの期間の保険料についても特例納付したとすると、夫婦合わせた保険料額は11万7,000円となり、申立人が記憶する納付金額とおおむね一致することから、申立人の夫は、特例納付を行うために、厚生年金保険の被保険者期間中でありながら国民年金の加

入手続を行ったことが推認できる。

さらに、申立人の夫は大正 11 年*月*日生まれであり、通算老齢年金を受給するためには、厚生年金保険と国民年金の被保険者期間を通算して 17 年（204 か月）が必要とされていたところ、上記の期間（40 年 4 月から 45 年 2 月まで）を除いて満 60 歳まで保険料を納付したとしても、必要とされる期間に 51 か月不足することからも、申立人の夫は、当該時期に申立人と一緒に上記の期間（59 か月）の特例納付を行ったことが推認でき、これに加えて、申立人が申立期間の自身の保険料を合わせて特例納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 20 日から 63 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 20 日にA社に入社し、派遣先のB社で 63 年 4 月 30 日まで勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 12 月 20 日にA社に入社し、派遣先のB社において退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録及び申立人と同様にA社からB社に派遣されていたとする二人の元従業員の証言により、申立人が申立期間において、A社に在籍し派遣先のB社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時は2か月ぐらいの試用期間があった。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員7人を把握し、聞き取り調査を行った結果、申立人と同様に派遣職員としてB社で勤務していたとする4人のうち3人は、それぞれ「事業所には2か月間は厚生年金保険に加入させない期間があったので、申立人も最初の2か月間の記録が無いのは仕方がないと思う。」、「厚生年金保険へ加入を希望した際、試用期間が過ぎれば加入できると言われた記憶があり、2か月間の試用期間があった。」、「昭和 62 年 10 月ごろに採用されたが、厚生年金保険は同年 12 月からの記録となっている。」と証言している。

さらに、A社で勤務したとする別の元従業員3人のうち2人は、「C職の私でも1か月間の試用期間があったので、派遣職員も試用期間があったと思う。」とし、「最初の2か月間は記録が無いので2か月間の試用期間があった。」とそ

れぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、申立期間当時、入社後2か月の試用期間があり、当該期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させる手続を行っていたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月14日から20年9月30日まで

私は、ねんきん特別便により、A社で働いた昭和19年3月14日から20年9月30日までの厚生年金保険被保険者記録が漏れていたことを知った。

同期間について、脱退手当金を受給していると言われても、空襲により自宅を焼失し、転々と住居を移動していたのに、どうして受給できるのか。私は、当時、脱退手当金について全く知らなかった。申請者及び支給方法等も含めて回答願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されていることを示す記載が確認でき、同台帳に記載されている資格期間、支給年月日等は、オンライン記録と一致する。

また、当時の厚生年金保険法（昭和19年法律第21号改正後）においては、被保険者期間が6か月以上3年未満である者について、「被保険者が徴用解除により、その資格を喪失したとき」や、「戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小等により被保険者がその資格を喪失したとき」等の資格喪失事由に該当する場合には、脱退手当金を支給する規定が存在するところ、申立人は、退職理由を「終戦に伴う徴用解除のため」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者番号の前後52人中、脱退手当金の受給要件を満たす44人のうち、支給記録が確認できる6人（申立人を含む。）全員が、資格喪失日から4か月から10か月以内に脱退手当金を受給しており、当該6人のうち3人の脱退手当金

の支給決定日が同一であることから、事業所による代理請求の可能性がうかがえる上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から25年3月24日まで

私は、昭和24年に大学に入学し、父の知人の紹介で、A事業所に職を得ることができた。仕事内容は、B職で、基本的に夜勤であったが、学生であったにもかかわらず、日勤の正社員扱いであった。24年5月1日の開所から、27年6月26日のC軍帰国による閉所まで働いていたので、厚生年金保険の期間の途中に空白期間があるのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和24年5月1日から27年6月26日までの期間、A事業所において、B職として、継続して勤務しており、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が姓を記憶し、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において被保険者記録が確認できる元同僚5人のうち4人は、既に死亡又は連絡先不明であり、唯一聞き取り調査のできた一人からも、申立人の勤務期間に係る証言は得られない上、当該被保険者名簿において、申立人と同様、昭和24年11月1日に被保険者資格を喪失している元従業員のうち連絡のとれた一人が申立人の名前を記憶していたものの、「申立人の勤務期間については記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、E省F局が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人に係る被保険者記録として確認できる記録は、i) G事業所において、昭和24年5月1日に資格取得し、同年11月1日に資格喪失しているもの、ii) H事業所において、25年3月24日に資格取得し、27年6月26日に資格喪失しているもの、iii) I事業所において、25年3月24日に資格取得しているもの

の（資格喪失日は空欄）が確認できるが、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、D事業所に係る被保険者名簿によると、申立人の同事務所に係る被保険者記録は、申立期間当時、J・K・L・M・Nの各事業所に分けて管理されているところ、申立人は、i）J事業所において、記号番号「*」により、昭和24年5月1日に資格取得し、同年11月1日に資格喪失していること、ii）K事業所において、記号番号「*」により、25年3月24日に資格取得し、27年6月26日に資格喪失していること、iii）M事業所においても、記号番号「*」により、K事業所における記録と同様、25年3月24日に資格取得し、27年6月26日に資格喪失していることが確認できるが、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）においても、i）記号番号「*」に係る旧台帳では、申立人が、D事業所（JをDに訂正している。）において、昭和24年5月1日に資格取得し、同年11月1日に資格喪失していることが確認でき、ii）記号番号「*」に係る旧台帳では、申立人がM事業所において25年3月24日に資格取得し、27年6月26日に資格喪失していることが確認できるが、申立期間に係る被保険者記録は確認できず、オンライン記録及びE省F局が保管する被保険者台帳の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、高等学校を昭和 33 年 3 月に卒業して、同年 4 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に入社し、C 職をしていた。勤務していたことは確かであるため、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人の履歴書等から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者記録が確認できる 52 人のうち、所在の確認できた 15 人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち 13 人から回答があったものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況に係る証言を得ることができない。また、上記 13 人のうち 6 人（当時の社会保険事務手続及び給与計算担当者を含む。）は、「自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日に 6 か月から 2 年間程度の相違がある。」と回答している。

これらのことから判断すると、当該事業所はすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる上、申立期間当時の給与計算担当者は、「同資格取得者以外の従業員の給与から、保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、B 社は、「文書保存期限を超えており、関係資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料納付等について詳細は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間初期後の昭和33年8月11日であることが確認できる上、i) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同台帳記号番号は33年11月ごろに払い出されていることが推認されること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者得喪表によると、申立人の資格取得(同年10月1日)届の事務処理は同年11月14日に行われていることが確認できること、iii) 当該被保険者名簿及び、元同僚の記録が確認できるA社の関連会社であるD社に係る被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無いこと等から、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月7日から31年11月5日まで
② 昭和33年4月1日から同年11月11日まで

私は、A社にも、B社にも、3年間ずつ勤めたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、C市にあったA社の事業所で一緒に勤務していたとする元同僚5人の名前を記憶しているが、このうち二人は、「申立人のことを記憶していない。」と証言しており、残りの3人は、既に死亡または連絡先不明により、当時の申立人の勤務実態を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年4月に被保険者資格を取得している元従業員の一人名は、「私は、31年4月に同社に入社して、D市内にあった同社の別の事業所で研修を受けた後、同年秋ごろ、同社がC市内に事業所を開設するとき転勤した。」と証言しており、当該元従業員と一緒に転勤したとする別の元従業員は、「同社がC市内に事業所を開設した時に、同僚二人と一緒に赴任したが、申立人はいなかった。」と証言していることから、申立期間①において、C市内に同社の事業所が存在したこと及び当該事業所における申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の控えにより、同社は、申立人の被保険者資格取得日を昭和31年11月5日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認でき、この日付は、オンライン記録と一致する。

2 申立期間②については、申立人がB社に入社するとき、紹介してもらったとする元同僚は、「私は、申立人よりも先に入社した。」と証言しており、オンライン記録によると、当該元同僚は、申立期間②中の昭和33年10月2日に他事業所で資格喪失した後、同年10月6日にB社において資格取得していることが確認できる上、申立期間の始期である33年4月1日に、同社において被保険者資格を取得している元従業員は、「私の入社日は厚生年金保険の資格取得日と一致しているが、申立人の入社日は私よりも後だったと思う。」と証言している。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から 35 年 1 月 12 日まで

私は、昭和 32 年 2 月に A 社（その後、B 社）に入社し、その後、事業所名は変わったが、事業所が倒産する 35 年 1 月 12 日までの間、継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 2 月に A 社に入社し、35 年 1 月 12 日まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間後に勤務した C 社の保管する申立人の人事カードの記載内容及び B 社の元従業員の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、当時の事業主の妻は、「事業所の資料は残っていないため、当時の状況は分からない。」と証言しており、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B 社は、昭和 33 年 5 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 5 月 15 日から 35 年 1 月 12 日までは適用事業所ではない期間である。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において被保険者資格を有する元従業員 9 人を把握し聞き取り調査を行った結果、そのうち 8 人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る一人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人が申立期間直後に一緒に転職したとする元同僚及び申立人が記憶する兄弟で勤務していたとする従業員のうち

の一人については、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

これらのことから判断すると、B社においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 51 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 31 年 7 月 1 日から 51 年 9 月 21 日まで A 社（現在は、B 社）において正社員として勤務していた。しかし、年金記録には、私が C 市の勤務地から D 事業所へ異動した 46 年 7 月 1 日以降の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、昭和 47 年 10 月 14 日の A 社*周年記念メダルを持っているので、少なくともその時点には A 社に在籍していたことは確かである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立当初、「A 社*周年記念メダルを所有していることが、当時 A 社に在籍していた証拠である。」と主張していたところ、B 社は、「当該記念メダルは、当時の正規社員、非正規社員を問わずに配布した。」と回答していることから、申立人は、少なくとも昭和 47 年 10 月 14 日の時点では、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、E 事業所が提出している申立人の履歴書により、申立人は昭和 46 年 6 月 30 日付けで A 社を正規社員としては退職していることが確認できる。

また、申立人の夫は、「妻は、昭和 46 年 7 月 1 日（申立期間の始期）から D 事業所へ異動し、F 業務等の仕事をしていたと思う。」と供述しているが、上記の履歴書によると、申立人は、35 年 7 月 12 日に G 事業所、40 年 6 月 15 日に H 事業所に配属されており、申立期間の前から仕事に従事していたことが確認できる。

さらに、D 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 12 月 1 日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 72 人のうち、住所が確認できた 24 人に

申立人の勤務実態について照会したが、回答者 14 人全員が申立人を記憶しておらず、また、公共職業安定所は、申立人に係る雇用保険加入記録は確認できないとしているところ、E 事業所は、「A 社では、今で言う非正規社員を臨時雇用員と呼んでいたが、総裁達第 435 号(臨時雇用員等社会保険事務処理規程)が施行された昭和 38 年 10 月 1 日以降は、臨時雇用員を厚生年金保険や雇用保険に加入させていた。申立人に係る雇用保険の加入記録が無いということは、申立人は、申立期間に臨時雇用員として勤務していたとしても、雇用保険の適用要件を欠いていたとみられ、厚生年金保険にも加入していなかった可能性が高い。申立人は、短時間の勤務であったのではないか。」と回答している。

加えて、市役所は、「申立人は、昭和 46 年 7 月 1 日に国民健康保険に加入している記録がある。」と回答していることから、申立人が同日から非正規社員として A 社に再雇用されていたとしても、健康保険と共に加入することとされている厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

その上、E 事業所は、「非正規社員に係る資料は 3 年間の保存期間を経過後に廃棄しており、申立人に係る資料は保存していない。」と回答しており、このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 41 年 4 月 26 日まで

私は、昭和 40 年 5 月から 42 年 7 月 20 日に退職するまでの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「申立期間当時の事業主は私の父だが、既に亡くなっており、人事記録等の資料も残っていない。」と証言しており、厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 15 人を把握し、聞き取りを行った結果、そのうちの 11 人は申立人を記憶しておらず、残る 4 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、勤務期間について記憶している者はおらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、申立人は、「昭和 40 年 5 月にA社に入社し、すぐにB免許を取得し、C業務をした。」と主張しているが、D県によると、申立人に係るB免許の取得日は 41 年 4 月 22 日としている。

加えて、A社に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、昭和 41 年 4 月 26 日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2001 (事案 1076 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社B事業所に入社した昭和 19 年 4 月 10 日から同年 10 月 1 日までの年金記録が空白である。当時は、C工場に配属され、D職としてE作業に従事していた。E作業者については、入社と同時に保険に加入させられ、個人によって保険加入の是非は許されなかった。先輩のF職系男子職員二人も、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、19 年 6 月 1 日となっており、給付期間の算定も間違いなく同月からになっているので、確認願いたい。また、同社で、申立期間当時の手書きの帳簿台帳が別途保管されているものと思われるので、その点も再度確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の上部に制度改正を意味する「転員」と記載されていること、ii) 厚生年金保険は、昭和 19 年 6 月に適用範囲が拡大（職員及び女子の加入）されたことによる準備期間があり、保険料の徴収が開始されたのが同年 10 月からであるため、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 6 月 1 日となっているが、給付金等の算定は同年 10 月 1 日からの取扱いとなっていること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている資格取得日もオンライン記録と同様に同年 10 月 1 日であること、iv) 申立人が氏名を記憶していた同期入社の人3人の元同僚についても、オンライン記録における資格取得日は同年 10 月 1 日と確認できること、v) 複数の元従業員は、申立人の申し立てしている職名は、職員であったと証言していること等として、当委員会の決定に基づき、年金記録のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 11 月 9 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、前回の調査とは別のF職系男子職員二人の氏名を挙げるとともに、A社に申立期間当時の手書きの帳簿台帳が別途保管されているものと思われるとして再度申立てを行っているところ、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭鉱で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたため、一般職員である者の適用はない上、前回の調査において、同社B事業所総務課は、「申立期間を含む43年以前の資料は災害により滅失しており保存されておらず、申立人の勤務実態や保険料控除の状況は不明である。」と回答している。

これらのことから、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から30年3月2日まで

私は、昭和24年2月1日からA社B工場に勤務し、30年3月2日に結婚を機に退職したが、その際、同社の人事担当者から、「昨年まで厚生年金保険を一時金として受け取る制度があったのだが、今年から無くなった。」と言われ残念な思いをした記憶がある。

A社B工場を退職した5か月後の昭和30年8月ごろ、同社から連絡があり、「結婚退職金」として1万円を受け取った記憶はあるものの、脱退手当金を受け取っていないので、支給済みとされている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年8月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記載されているページを中心に前後合計6ページ(120人)の記録の中に脱退手当金の受給資格のある女性は申立人を含めて26人おり、そのうち13人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金を受給していることが確認できる上、元同僚の一人が、「脱退手当金の請求のために厚生年金保険被保険者証を会社に提出し、後日、当該事業所まで妹に脱退手当金を受け取りに行ってもらった。」と証言していることを踏まえると、当該事業所の退職者に係る脱退手当金については、事業主が代理請求していたものと考えられる。

さらに、申立人は、A社B工場を退職する際、同社の人事担当者から、「昨年まであった厚生年金保険の一時金の制度が今年から無くなった。」と言われたとしているが、脱退手当金制度については、昭和29年の厚生年金保険法の改正時に、その廃止について検討されたものの、廃止は社会の情勢に沿わないとして存置された経緯があり、当該人事担当者の説明は、事実と異なる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月1日から23年11月1日まで
② 昭和24年1月31日から25年1月1日まで

私は、昭和22年7月1日にA社に入社し、24年12月31日に退社したが、年金記録が23年11月1日から24年1月31日までしか無いので、それ以外の期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、昭和23年11月1日から24年1月31日までの2か月間、申立人の当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できるところ、申立人が氏名を記憶していた元同僚の一人は、「申立人は2年間くらい当該事業所で勤務していた。」と証言しているが、勤務期間を特定することができず、申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

さらに、上記元同僚は、「私は、昭和21年3月ごろから当該事業所で勤務しているが、厚生年金保険に加入したのは23年11月1日からであり、申立人を含め当時勤務していた者は、その日に加入していたと思う。」と証言している。

2 申立期間②については、オンライン記録によると、A社において、当該期間中の昭和24年7月1日に従業員15人が一斉に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人は、「これら15人についての記憶は無い。」と供述している上、上記の元同僚が、「24年ごろに、工場

の増築があった。」と供述しているところ、申立人は、「当該増築についての記憶も無い。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和24年10月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②のうち、同日から25年1月1日までの期間については厚生年金保険に加入できない期間であり、24年10月30日付けで、厚生年金保険被保険者15人全員が同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記名簿によると、申立人は申立期間②の始期である昭和24年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、備考欄には健康保険証を返却したことを示す「証返」の記載も確認できる。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年6月17日まで
② 昭和21年11月1日から22年2月15日まで

昭和60年ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を照会したところ、A社、B社C事業所及びD社（現在は、E社）F事業所における厚生年金保険加入記録は全く無いと言われた。また、近年届いたねんきん特別便の内容も同様であったので、これらの事業所で勤務していたことを申し立てたところ、A社のみ年金記録が判明した。

しかし、B社C事業所（申立期間①）とD社F事業所（申立期間②）においても、勤務していたのは事実であるので、これら2社の年金記録についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、ねんきん特別便に記載されていなかったB社C事業所及びD社F事業所における年金記録について、平成21年5月に社会保険事務所（当時）に照会しており、B社C事業所については、昭和21年6月17日から同年10月6日までの厚生年金保険加入期間（4か月）が、D社F事業所については、22年2月15日から同年9月18日までの厚生年金加入期間（7か月）がそれぞれ判明し、平成21年5月26日に記録訂正されている。

しかし、申立人は、上記の記録訂正が行われたことを認識していなかったことから、平成21年11月に社会保険事務所において当委員会への年金記録確認の申立てを行った際には、申立期間①（B社C事業所）及び②（D社F事業所）を、上記のねんきん特別便に対し照会した期間としていた。このため、上記の記録訂正結果を反映し、申立期間①及び②の申立てを行っている。

以上のことから、申立人が、B社C事業所及びD社F事業所で勤務してい

たことは確認できる。

- 2 しかし、申立期間①については、B社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時に被保険者資格が確認できる元従業員20人を抽出し照会したところ、回答があった9人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、B社C事業所における勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致しているかどうかについては、上記の9人のうち8人が、「一致している。」と回答（残る一人は無回答）している。

さらに、B社は、「当時の資料等が無いため申立てどおりの届出を行ったか不明である。」と回答しており、厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②にD社F事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員20人に申立人の勤務実態について照会したところ、回答があった9人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、E社F事業所は、「申立人は、昭和22年2月15日に採用され、同年9月17日に退職した。また、申立期間②に在籍していたことが確認できなかった。」旨の証明書を提出していることから、申立人の申立期間②における当該事業所での勤務実態について確認できない。

さらに、D社F事業所における勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が一致しているか否かについては、上記9人のうち6人が、「一致している。」と回答（残る3人は無回答）している上、E社F事業所が上記証明書において記載している申立人の勤務期間と、記録照会により判明した厚生年金保険被保険者期間が一致する。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
夫や妹には、A社での厚生年金保険加入記録があるのに、私には無い。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私が入社した後、私と同名の同僚が退職し、その直後に後任として入社した同僚がいた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同名の元同僚は、昭和 42 年 3 月 1 日の約 1 か月後に同資格を喪失していることが確認できるものの、その直後に後任として入社した元同僚は同年 7 月 20 日の直後に同資格を取得していることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「当時、厚生年金保険に加入していない者がいた。」「出入りの多い会社だったので入社と同時に厚生年金保険に加入しないこともあった。」旨、それぞれ証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入したとしても、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、当時の代表者及び申立人が記憶する事務担当者は既に死亡しており、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠を得ることはできない。

さらに、申立期間当時のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年10月1日まで

私は、申立期間当時、A事業所で住み込み従業員として勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査をお願いしたい。なお、私が同社を退職した約2年後に、妹が同じ事業所に勤務している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶、及び申立人の妹の証言から判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する6人に照会したところ、回答のあった5人のうち3人が「社長の家に住み込みで勤務した者がいたことは記憶しているが、名前までは記憶に無い。」と供述しており、申立人の当時の状況について確認することができない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の同社の事業主及び事務担当者も既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

さらに、A事業所の元従業員の証言から、昭和24年から33年までの期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性従業員9人のうち4人は、申立人と同様、住み込み従業員として勤務していたものと推測されるところ、当該4人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録から、同社が住み込みの従業員として勤務していた者を厚生年金保険に加入させはじめたのは、申立期間よりも後の31年ごろであることがうかがえる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったとする記録は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 10 日まで

昭和 30 年 3 月に高校を卒業予定であったが、同年 2 月中旬ごろ担任教諭から A 事業所で B 職が居なくて困っているのを、助けてくれないかとの依頼があり、アルバイトとして働いた。同年 3 月末には辞められるものと思っていたが、同年 4 月に入社する予定の方の都合が悪くなり、そのまま勤めることになった。同年 4 月には健康保険証をもらったような気がする。医院に行った時に、初診料のみ払っただけで、その後医療費を請求されず、良い制度があるものだと記憶している。今思えば、健康保険と厚生年金保険はセットではないかと思い、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する元同僚が「昭和 30 年 4 月 1 日に、申立人と一緒に入社した。」と証言していることから、勤務期間は特定できないが、申立人が A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、所在地を管轄する法務局において、A 事業所に係る商業登記は無い。

また、オンライン記録によると、申立てに係る事業所の A 事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、当該事業所の当時の事業主の妻によると、「夫（事業主）は既に死亡しており、詳しいことは分からないが、A 事業所は社会保険に入っていなかったと思う。」と証言している。

さらに、上記の元同僚は、「申立人と一緒に A 事業所に入社し、6 か月ほど勤務したが、自分も当該期間の厚生年金保険の記録が無い。しかし、同社の勤務期間に、厚生年金保険料が控除されていたかどうか、記録も記憶も無い。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について、確認できない。

加えて、申立人は、「申立期間当時、健康保険証を使用した。」と主張しているが、申立人が当時治療を受けたと思われる医療機関では、その当時の医院長は既に死亡し、カルテ等の記録も既に廃棄されており、健康保険の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から24年6月1日まで
② 昭和28年10月1日から36年2月22日まで

私は、昭和36年2月にA社B支店を退職する際、当該事業所の事務担当者から、詳しい説明も無いまま社会保険出張所(当時)へ行くようにと指示されたので、C社会保険出張所(当時)へ行ったところ、「既に支給済みである。」との回答であった。その当時は何が支給済みなのか理解できないままであった。

その後、平成20年5月30日にD社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A社B支店で勤務していた期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされていることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金を受給していないので、調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、C社会保険出張所で脱退手当金の支給決定を行ったことを意味する「脱C」の表示が確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年10月1日から36年6月14日までに当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した女性の被

保険者 22 人のうち、45 年までに同資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格のある者（他支店への転勤者 3 人、当該事業所退職直後に他社で資格取得している一人を除く。）は 14 人（申立人を除く。）で、そのうち 13 人が同資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金を受給していることが確認できる。

加えて、A 社 B 支店において社会保険事務を担当していた元従業員（昭和 33 年 4 月 3 日に同資格取得、43 年 1 月 21 日に同資格喪失）は、「結婚退職者については会社が脱退手当金の代理請求をすることとなっていた。」と証言している上、ほかの複数の元従業員においても、当該事業所による脱退手当金の代理請求があったことを証言していることを踏まえると、当該事業所の退職者に係る脱退手当金については、事業主が代理請求していたものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月ごろから23年10月ごろまで
② 昭和24年8月1日から26年10月ごろまで
③ 昭和26年11月ごろから30年10月ごろまで

私は、昭和20年11月ごろから3年程度、A社に勤務した。入社当初はB課でC業務をしていて、その後、現場でD業務をしていた。次に、23年11月から3年程度、公共職業安定所の紹介でE社に勤務したのに、24年8月1日から26年10月ごろまでの年金記録が欠落している。また、26年11月ごろから4年程度、知人の紹介によりF社で勤務した。勤務していた期間の年金記録がそれぞれ欠落しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「当該期間にA社に勤務していた。」と主張しているものの、同社に係る閉鎖登記簿謄本、申立人が記憶している事業所の所在地及び役員の姓並びに当時の事業主の親族の証言等により、当時の同社の商号はG社であり、申立人の勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間①より後の昭和37年7月1日であることが確認できる上、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが推認できるものの、同社が同日前に適用事業所であったことは確認できない。

また、上記被保険者名簿において、昭和23年4月1日から同年11月6日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している70人のうち、所在が確認できた14人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の状況について照会し、

10 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はいない上、オンライン記録で23年4月1日に資格取得し、かつ、自身の入社時期を記憶している5人はすべて、入社時期と資格取得日は一致しておらず、そのうちの一人によると、「入社した時期より、厚生年金保険の加入は遅かった。厚生年金保険に加入した説明を聞いた記憶があり、加入する前の期間は給与から保険料は引かれていなかった。」と証言している。

さらに、上記被保険者名簿において、G社が適用事業所であったことが推認できる昭和23年4月1日から申立期間①の終期までに、申立人の氏名は確認できない上、当該期間に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は申立期間②始期の昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが推認できる。

また、上記被保険者名簿において、E社が厚生年金保険の適用事業所であったと考えられる昭和23年8月1日から24年8月1日までに厚生年金保険被保険者資格がある全被保険者32人（申立人を除く。）のうち、所在が確認できた4人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の状況について照会し、二人から回答があったものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶しているE社の事業主、事務員及び元同僚等のすべてについて、申立人と同様に、申立期間②において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は「F社に勤務していた。」と主張しているものの、申立人が記憶している事業所の所在地、当該地区の区長及び隣家の証言等により、申立てに係る当時の事業所の名称はH社（後に、I社）であり、同社の当時の事業主の親族の証言から、申立人の勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、J事業所名簿検索及びオンライン記録において、F社及びH社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人及び同社の当時の事業主の親族は、当時の従業員数は5人程度であったとしており、厚生年金保険の適用事業所となるべき従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がある。

また、オンライン記録において、H社の当時の事業主及び申立人が記憶している複数の元同僚について、申立期間③当時に、厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、I社は平成9年6月*日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、その親族は当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認

することができない。

このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。